



令和2年分所得税及び復興特別所得税の 予定納税額の7月(11月)減額申請書

11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

税務署長 _____

令和 ____年 ____月 ____日提出

住所 <small>(又は事業所・事務所・居所など)</small>	(〒 _____)	職業	
フリガナ 氏名	◎	電話番号	

令和2年分の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	円	円
予 定 納 税 額	第1期分	円
	第2期分	円

- 「通知を受けた金額」欄には、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。
- 「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額 (◎の金額)」、「予定納税額 (⑩、⑪の金額)」をそれぞれ書いてください。

- 減額申請の理由 (該当する項目を○で囲んでください)。
 廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他 (業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など)
- 減額申請の具体的理由 (例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。)

- 添付書類の名称 (申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。)

- (1) _____ (3) _____
- (2) _____ (4) _____

申告納税見積額等の計算書 (書き方は裏面を参照してください。)

	申請金額	申請金額
令和2年分の所得金額の見積額	円	円
営業等・農業	①	②③
不動産	②	②④
利子	③	②⑤
配当	④	②⑥
給与	⑤	②⑦
雑	⑥	②⑧
総合譲渡・一時	⑦	②⑨
合計(総合課税)	⑧	②⑩
	⑨	②⑪
	⑩	②⑫
合計所得金額	⑪	②⑬
所得から差し引かれる金額		
社会保険料控除	⑫	③④
小規模企業共済等掛金		
生命保険料控除	⑬	③⑤
地震保険料控除	⑭	③⑥
寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者	⑮	③⑦
配偶者(特別)控除	⑯	③⑧
扶養控除	⑰	③⑨
基礎控除	⑱	③⑩
雑損控除	⑲	③⑪
医療費(特例)控除	⑳	③⑫
寄附金控除	㉑	③⑬
合計	㉒	③⑭
課税される所得金額	⑳	④①
税額		
上の㉒に対する税額	㉔	④②
上の㉓に対する税額	㉕	④③
上の㉔に対する税額	㉖	④④
合計	㉗	④⑤
配当控除等の特典	㉘	④⑥
投資税額等の控除	㉙	④⑦
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㉚	④⑧
政党等寄附金等特別控除	㉛	④⑨
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修認定住宅新築等特別税額控除	㉜	④⑩
差引所得税額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜)	㉝	④⑪
(赤字のときは0と書いてください。)		
災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除	㉞	④⑫
所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額×100/102.1)	㉟	④⑬
再差引所得税額 (㉝-㉞-㉟)	㊱	④⑭
(赤字のときは0と書いてください。)		
㊱ × 2.1%	㊲	④⑮
申告納税見積額 (㊱ + ㊲)	㊳	④⑯
(15万円未満のときは0と書いてください。)		
予定納税額	第1期分	④⑰
	第2期分	④⑱

ご注意

- ◎この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。
- ◎予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とでは計算のしかたが異なりますからご注意ください。
- ◎変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。

税務署受理欄	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	青白区分	振替納税利用金融機関番号	一連番号
	年 月 日		0			

署名押印 (電話番号)

印

裏面の1の4を添ってください。

千円未満の端数は切り捨ててください。

百円未満の端数は切り捨ててください。

申告納税見積額等の計算書の書き方

1 「所得金額」①～⑪欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和2年分の所得金額を見積もって書いてください。

この場合、次の点に注意してください。

- (1) 「営業等・農業」①欄……事業内容に応じていずれかの文字を○で囲んだ上、その所得金額を書いてください。
※「営業等」とは、事業所得のうち、農業から生ずる所得以外の所得をいいます。
- (2) 「給与」⑤欄……給料、賞与などの収入金額を基として『令和2年分子定納税について』の「給与所得の速算表」により求めた金額(所得金額調整控除の適用がある場合には、適用後の金額)を書きます。
- (3) 「総合譲渡・一時」⑦欄……総合課税の譲渡所得、一時所得の金額について次の計算式で計算した金額を書きます。

$$\text{総合短期の譲渡所得} + (\text{総合長期の譲渡所得} + \text{一時所得}) \times \frac{1}{2}$$

- (4) 「⑨～⑪」の各欄……⑨欄及び⑩欄については、次の所得がある場合にその所得の種類とその所得金額を書きます。
 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得……「分離短期譲渡」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得……「分離長期譲渡」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等……「一般株式等の譲渡等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等……「上場株式等の譲渡等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得及び利子所得
……「上場株式等の分離配当等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の雑所得等……「先物取引の分離雑等」
 - ト 山林所得……「山林」⑪欄については、合計所得金額を書きます。合計所得金額とは、⑧欄の金額と、上記イからトまでの所得がある場合のその所得金額(上記イ及びロの分離課税の土地建物等の短(長)期譲渡所得については特別控除前の金額)及び退職所得金額を合計した金額です。

2 「所得から差し引かれる金額」⑫～⑳欄

6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在の状況で令和2年分の控除額を見積もって書いてください。

3 「税額」㉖～㉙欄

- (1) 「上の㉓に対する税額」㉖欄……『令和2年分子定納税について』の「所得税の税額表」で求めた税額を書きます。
- (2) 「上の㉓に対する税額」㉗欄 } ……1の(4)のイからトまでの所得
「上の㉔に対する税額」㉘欄 } がある場合に、次により求めたこれらの課税される所得金額(㉔、㉕の各種の金額)に対する税額を書きます。
 - イ 課税分離短期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
課税分離短期譲渡の金額×30%
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得については、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。
 - ロ 課税分離長期譲渡の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
課税分離長期譲渡の金額×15%
国や地方公共団体などに土地等を譲渡したことによる譲渡所得、居住用財産を譲渡したことによる譲渡所得などについては、軽減税率などが適用される場合がありますから、税務署にお尋ねください。
 - ハ 一般株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
一般株式等の課税譲渡等の金額×15%
 - ニ 上場株式等の課税譲渡等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
上場株式等の課税譲渡等の金額×15%
 - ホ 上場株式等の課税分離配当等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
上場株式等の課税分離配当等の金額×15%
 - ヘ 先物取引の課税分離雑等の金額に対する税額……次の計算式で計算した金額を書きます。
先物取引の課税分離雑等の金額×15%
 - ト 課税山林の金額に対する税額……『令和2年分子定納税について』の「令和2年分山林所得に対する所得税の税額表」で求めた税額を書きます。

- 4 「配当控除、投資税額等の控除」㉑欄……該当する文字を○で囲んだ上、各控除額の合計額を書きます。

- (1) 配当控除……「㉓の金額+課税分離短期譲渡の金額+課税分離長期譲渡の金額+一般株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税譲渡等の金額+上場株式等の課税分離配当等の金額+先物取引の課税分離雑等の金額」が、
 - イ 1千万円以下の場合……「㉓の金額×10%」になります。
④の金額に特定証券投資信託の収益の分配に係る金額がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』により配当控除額を計算するか、税務署にお尋ねください。
 - ロ 1千万円を超える場合……税務署にお尋ねください。
- (2) 投資税額等の控除……税務署にお尋ねください。

- 5 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」㉒欄、「政党等寄附金等特別控除」㉓欄、「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」㉔欄……税務署にお尋ねください。

- 6 「災害減免額、所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額」㉕欄……該当する文字を○で囲んだ上、災害減免額並びに所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額の合計額を書きます。

(注) 所得税に係る分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額には、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除額のうち、復興特別所得税の額から控除される金額は含まれません。

- 7 「所得税に係る源泉徴収税額」㉖欄……表面の計算書の①、④～⑦までの所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の見積額の合計額を計算します。この源泉徴収税額は、復興特別所得税が含まれていることから、次の計算式で所得税に係る源泉徴収税額を計算します。

$$\text{源泉徴収税額} \times 100/102.1$$

8 「予定納税額」㉚、㉛欄

- (1) 7月減額申請の場合
「第1期分」㉚欄 } それぞれ「申告納税見積額」㉓の金額の3分の1
「第2期分」㉛欄 } に当たる金額を書きます。
- (2) 11月減額申請の場合
「第1期分」㉚欄……税務署から通知された第1期分の税額又は7月減額申請で承認された第1期分の税額を書きます。
「第2期分」㉛欄……{「申告納税見積額」㉓-「第1期分」㉚}× $\frac{1}{2}$ に当たる金額を書きます。
ただし、特別農業所得者は、「申告納税見積額」㉓の金額の2分の1に当たる金額を書きます。

(注) 平成25年分から所得税に復興特別所得税を併せて納付することとされており、申告納税見積額(㉓欄)については、復興特別所得税額相当額(所得税額の2.1%) (㉔欄)を含めて計算します。

- 申告納税見積額等の計算は、令和2年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として行うことになります。
この計算は、6月30日(11月減額申請の場合は10月31日)現在で令和2年分の所得税及び復興特別所得税に適用される税法を基として行います。
- この申請書の書き方等について、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

所得税の青色申告の承認申請の（承認・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、青色申告の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「青色申告の承認申請の 通知書」の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、青色申告の承認申請書の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「(理由)」欄には、却下の通知を行う場合に却下を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

所得税の青色申告の承認取消し通知書

1 作成目的

この通知書は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 本文の中の「所得税法 150 条第 1 項第 号」の空欄には、取消しの基因となった事実が所法第 150 条 1 項の各号のうちのいずれに該当するかを記載する。
- (2) 本文の中の「 年分」の空欄には、取消しの基因となった事実があったと認められる年の年分を記載する。
- (3) 「(取消しの基因となった事実)」欄には、取消しの基因となった事実を具体的に記載する。

3 教示文

承認の取消しの通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の（承認・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請について承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請の 通知書」の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「(理由)」欄には、却下の通知を行う場合に却下を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。



所得税の 有価証券 暗号資産 の評価方法の届出書

____ 税務署長

____年 ____月 ____日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名	(印)		
職業	フリガナ		
	屋号		

有価証券の暗号資産の評価方法については、次によることとしたので届けます。

1 評価方法

区分	種類	評価方法	新たに取得した 年 月 日
有価証券 暗号資産			

2 その他参考事項

関与税理士 (TEL - -)

税務署 整理欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日		確認印				
年 月 日							

書 き 方

1 この届出書は、有価証券又は暗号資産について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。

(注) 従来の評価方法（評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。）を変更する場合には、この届出書ではなく「^{有価証券}_{暗号資産}の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。

2 この届出書は、有価証券については、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

暗号資産については、暗号資産を新たに取得した日(※)又は従来取得している暗号資産と種類が異なる暗号資産を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

なお、暗号資産の取得には、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合における取得は含まれません。

3 この届出書の標題及び本文の中の「^{有価証券}_{暗号資産}」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消してください。

4 評価方法の選定は、有価証券又は暗号資産の種類ごとに行うことになっていますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により記載します。

(1) 「区分」欄には、有価証券について記載する場合は「有価証券」を、暗号資産について記載する場合は「暗号資産」を○で囲んでください。

(2) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券又は暗号資産の種類を記載します。

① 有価証券の種類は、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

② 暗号資産の種類は、暗号資産の呼称等（ビットコインなど）を記載します。

(3) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を記載します。

(4) 「新たに取得した年月日」欄には、有価証券又は暗号資産を取得した年月日を記載します。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

事業の種類	資産の区分	採用しようとする新たな評価方法	承認、却下の区分

(理 由)

所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「事業の種類」欄から「承認、却下の区分」欄までの欄には、「棚卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

	資産の種類 設備の種類	構造 又は 用途、細目	採用しようとする 新たな償却方法	承認、却下 の区分
(1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減 価償却資産				
(2) 平成 19 年 4 月 1 日 以後に取得した減価 償却資産				

(理 由)

所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の減価資産の償却方法の変更承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「資産の種類・設備の種類」欄から「承認、却下の区分」欄までの欄には、「減価償却資産の償却方法の変更承認申請の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。



所得税の有価証券暗号資産の評価方法の変更承認申請書

税務署長
____年 ____月 ____日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - -) (TEL - -)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -)		
フリガナ		生年月日	____年 ____月 ____日生
氏名	(印)		
職業	フリガナ		
	屋号		

____年分から、有価証券暗号資産の評価方法を次のとおり変更したいので申請します。

1 評価方法

区分	種類	現在の評価方法		採用しようとする 新たな評価方法
		現在の方法	採用した年	
有価証券暗号資産				

2 変更しようとする理由（できるだけ具体的に記載します。）

3 その他参考事項

関与税理士

(TEL - -)

税務署整理欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日		確認印				
____年 ____月 ____日							

- ◎ この申請書は、有価証券又は暗号資産の評価方法を現に行っている方法から他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。
- ◎ この申請書は、有価証券又は暗号資産の評価方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。
- ◎ 「区分」欄には、有価証券について記載する場合は「有価証券」を、暗号資産について記載する場合は「暗号資産」を○で囲んでください。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ ⑩

所得税の暗号資産の評価方法の変更承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の暗号資産の評価方法の変更承認申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

暗号資産の種類	採用しようとする新たな評価方法	承認、却下の区分

(理 由)

所得税の暗号資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、暗号資産の評価方法の変更承認申請の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の暗号資産の評価方法の変更承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の暗号資産の評価方法の変更承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「暗号資産の種類」欄から「承認、却下の区分」欄までの欄には、「暗号資産の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「（理由）」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

有価証券の種類	採用しようとする新たな評価方法	承認、却下の区分

(理 由)

所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、有価証券の評価方法の変更承認申請の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の有価証券の評価方法の変更承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「有価証券の種類」欄から「承認、却下の区分」欄までの欄には、「有価証券の評価方法の変更承認申請の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

事業の種類	資産の区分	採用しようとする新たな評価方法	承認、却下の区分

(理由)

() 枚のうち () 枚目

所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請の（承認・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書は、「所得税の棚卸資産の評価方法の変更承認申請の（承認・却下）通知書」の記載要領等に準じて作成する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の減価償却資産の償却方法の特別な承認申請に係る資産の全部又は一部については、次のとおり _____ しましたので通知します。

資産の種類	構造又は用途	細目	数量	承認、却下の区分	採用しようとする特別な償却方法

(理由)

() 枚のうち () 枚目

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請の（承認・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
なお、「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (3) 「資産の種類」欄から「承認した特別な償却方法」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の変更承認申請の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の認定をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立て」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署長及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認の取消し通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 号の特別な償却方法の承認については、所得税法施行令第 120 の 3 条第 4 項の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について、次のとおり取り消します。

資産の種類	構造又は用途	細目	数量	特別な償却方法

(理由)

所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認の取消し通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消しをする場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (2) 「資産の種類」欄から「特別な償却方法」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却方法の取消決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (3) 「(理由)」欄には、取消しをするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

承認の取消しの通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立て」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署長及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ ⑩

所得税の取替法を採用する場合の承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた取替法採用承認申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

取替資産の名称	左の所得税法施行規則 第24条の2各号の区分	承認、却下の区分

(理 由)

() 枚のうち () 枚目

所得税の取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、取替法を採用する場合の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の取替法を採用する場合の承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「取替法採用承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「取替資産の名称」欄から「承認、却下の区分」欄までの欄には、「取替法を採用する場合の承認申請の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 国税局長 _____ 印

所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

認定した特別な償却率による償却費の額の計算は、_____ 年分の所得税について適用することができます。

資産の種類	構造又は用途	細目	名称	採用しようとする償却率	認定、却下の区分

(理由)

() 枚のうち () 枚目

所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の（認定・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、減価償却資産の特別な償却率の認定申請の認定又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「認定」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「認定」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「資産の種類」欄から「認定、却下の区分」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請（認定、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の認定をする場合に、その却下又は認定を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の認定をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 国税局長 _____ 印

所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 号の特別な償却率の認定については、所得税法施行令第 122 条第 4 項の規定に基づき、次のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却費の額の計算は、_____ 年分の所得税について適用されます。

資産の種類	構造又は用途	細目	名称	変更後の償却率

(理由)

() 枚のうち () 枚目

所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更通知書

1 作成目的

この通知書は、減価償却資産の特別な償却率の変更通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「資産の種類」欄から「変更後の償却率」までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却率の変更決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (2) 「(理由)」欄には、変更をするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

変更の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

_____ 殿

_____ 国税局長 _____ 印

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について次のとおり _____ しましたので通知します。

資産の種類	構造又は用途	細目	数量	承認を受けようとする耐用年数（年）	承認、却下の区分

※ この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して _____ 国税局長に提出してください。

(理由)

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の（承認・却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

- (1) 標題の「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (4) 「資産の種類」欄から「承認を受けようとする耐用年数（年）」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の（承認、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (5) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 国税局長 _____ 印

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認の取消し（変更）通知書

_____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 号の耐用年数短縮の承認については、所得税法施行令第 130 条第 4 項の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について、次のとおり取消し（変更）します。

資産の種類	構造又は用途	細目	数量	承認した耐用年数（年）	取消し（変更）後の耐用年数（年）

（理由）

所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認の取消し（変更）通知書

1 作成目的

この通知書は、所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題及び主文の「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な文字を二重線で抹消する。
- (2) 「全部又は一部」の箇所については、申承認に係る資産の全部について取消しをする場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。
- (3) 「資産の種類」欄から「取消し（変更）後の耐用年数（年）」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認の取消し（変更）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、取消しをするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

取消し又は変更の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立て」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ ㊟

所得税の特定船舶に係る特別修繕費の金額の認定通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた特定船舶に係る特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定申請については、次のとおり認定しましたので通知します。

	船舶の種類及び名称	金 額
特別修繕費の金額		円
		円

(理 由)

所得税の特定船舶に係る特別修繕費の金額の認定通知書

1 作成目的

この通知書は、特定船舶に係る特別修繕準備金の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定申請に係る認定の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 本文中の「 年 月 日付」欄の空欄には、「所得税の特定船舶に係る特別修繕費の金額の認定申請書の提出年月日」を記載する。
- (2) 「船舶の種類及び名称」欄及び「金額」欄には、「特定船舶に係る特別修繕費の金額の認定決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (3) 「(理由)」欄には、申請と異なった認定を行う場合に、その認定を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

申請と異なった認定を行う場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの認定をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請の _____ 通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請については、次のとおり _____ しましたので通知します。

事業用固定資産の種類				
数 量 ・ 面 積				
用 途				
取得（改良）価額の見積額	円	円	円	円
取得（改良）予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
承認又は却下の区分				

(理 由)

() 枚のうち () 枚目

転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請の（承認、却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請の承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請の 通知書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「事業用固定資産の種類」欄から「承認、却下の区分」欄までの欄には、「転廃業助成金に係る課税の特例の承認申請の 決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。
- (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の承認をする場合に、その却下又は承認を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下又は申請と異なった内容の承認をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

_____年分源泉所得税の徴収猶予証明書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者が、_____年__月__日から_____年__月__日までの間に
支払を受ける日雇給与に対する所得税法第185条第1項第3号に規定する所得
税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定
により、その徴収を猶予することとしたので同期間中に同人に支払う日雇給与に
ついては、所得税法第185条第1項第3号に規定する所得税を徴収する必要が
ないことを証明する。

_____年__月__日

_____税務署長 _____ 印

源泉所得税の徴収猶予証明書

1 作成目的

この証明書は、日雇給与を受ける者から提出された繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予申請について、その承認をしたことを証する場合に作成する。

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

_____ 年分源泉所得税の徴収猶予の承認通知書

あなたが、_____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請については、次のとおり承認したので通知します。

なお、源泉所得税について徴収猶予を受けた場合には、必ずその年分について確定申告書を提出することになっていますから、御注意ください。

給与等・公的年金等・報酬等の支払者	給与等・公的年金等・報酬等の別	徴収猶予限度額	徴収猶予開始の日 〔既に申請書の写しを提出して徴収猶予を受けている場合には、下記の日は、その写しの提出の日の翌日と読み替えてください。〕
		円	月 日
			月 日
			月 日

源泉所得税の徴収猶予の承認通知書

1 作成目的

この通知書は、繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予の承認通知をする場合に作成する。

2 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による交付は行わず、証明書を交付する。
- (2) この通知書は、直接申請者あて送付する。

3 教示文

承認申請の一部を承認する場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(源泉徴収義務者)

所在地 (住所) _____

名 称 (氏名) _____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

_____ 年分源泉所得税の徴収猶予承認の通知書

あなたが、次の者から徴収する _____ 年分給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税については、同人から繰越雑損失がある場合の徴収猶予の承認申請があり、_____ 年 _____ 月 _____ 日 (徴収猶予開始の日) 以後その徴収猶予を承認しましたので、同日以後、あなたが同人に支払う _____ 年分給与等・公的年金等・報酬等のうち、承認に係る徴収猶予限度額に達するまでの支払額についての源泉所得税の徴収を猶予してください。

なお、既に同人から申請書の写しの提出を受け、徴収を猶予している場合には、上記の徴収猶予開始の日は、その申請書の写しの提出があった日の翌日とすることになっています。

1 納税者

住 所 _____

氏 名 _____

2 承認に係る徴収猶予限度額

給 与 等 _____ 円

公的年金等 _____ 円

報 酬 等 _____ 円

源泉所得税の徴収猶予承認の通知書

1 作成目的

この通知書は、繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請の承認をする場合に、その申請者に係る源泉徴収義務者へその旨を通知するために作成する。

2 留意事項

源泉徴収義務者への通知は、その通知先の所轄税務署の源泉所得税担当部門を経由して行う。

第_____号

_____年_____月_____日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書

あなたが、_____年__月__日付でされた繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請については、次の理由により却下します。

なお、既に申請書の写しにより徴収猶予を受けている場合は、必ずその年分の確定申告書を提出しなければならないことになっていますから御注意ください。

(理 由)

源泉所得税の徴収猶予承認申請の却下通知書

1 作成目的

この通知書は、繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請について却下する場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 本文の中の「 年 月 日付」欄の空欄には、「繰越雑損失がある場合の源泉所得税の徴収猶予承認申請書」の提出年月日を記載する。
- (2) 「(理由)」欄には、却下を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

殿

_____ 税務署長 _____ 印

_____ 年分所得税の特別農業所得者の承認申請の 通知書

あなたの _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた所得税の特別農業所得者の承認申請については _____ しましたので通知します。

(理 由)

() 枚のうち () 枚目

所得税の特別農業所得者の承認申請の（承認、却下）通知書

1 作成目的

この通知書は、特別農業所得者の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 標題の「特別農業所得者の承認申請の 通知書」の空欄には、通知の内容に応じて「承認」又は「却下」と記載する。
- (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、特別農業所得者の承認申請書の提出年月日及び通知の内容に応じて「承認」又は「却下」の文字を記載する。
- (3) 「(理由)」欄には、却下の通知を行う場合に却下を相当とするに至った理由を具体的に記載する。
- (4) 「承認」の通知をする場合には、教示文の「この処分の内容について……」の全文を抹消する。

3 教示文

却下の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

なお、申請どおりの承認をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。



転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書

 税 務 署 長
 _____年____月____日提出

住 所	(〒 - -)				
フリガナ	(TEL - -)				
氏 名	生 年 月 日	年	月	日	生
勤 務 先	名 称				
	所在地	(TEL - -)			

次のとおり、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなるので届け出ます。

- 1 転居(予定)年月日 _____年____月____日
- 2 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋に居住しないこととなる事由
 - _____年____月____日付転任命令に伴う転居 ()
 - その他やむを得ない事由 ()
- 3 転居先住所等

転 居 先 住 所 _____ 電話番号 _____ - -

新 勤 務 先 の 名 称 _____

新 勤 務 先 の 所 在 地 _____ 電話番号 _____ - -
- 4 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の居住開始年月日
 _____年____月____日
- 5 その他
 - (1) 再居住予定年月日 _____年____月____日 未定
 - (2) 居住の用に供しない期間の家屋の用途(予定)
 - 賃貸の用 空家 その他 ()
 - (3) その他参考事項

関与税理士 (TEL - -)

税 務 署 整 理 欄	一連番号	整 理 番 号	A	B	C		
	転居確認	通信日付印の年月日	確 認 印				
		年 月 日					

書 き 方

- 1 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、その控除の適用を受けていた家屋を居住の用に供しないこととなる場合に提出するものです。

この届出は、その家屋を再び居住の用に供することとなった場合に、その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用期間の未経過年分について(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けるために必要となります。

- 2 この届出書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋の所在地を所轄する税務署長に提出してください。届出書に記載する住所、勤務先等は転居する前のものを記載してください。
- 3 「1」欄の転居年月日が確定していない方については、予定により記載してください。
- 4 「2」欄及び「5」(1)・(2)欄は、それぞれ該当する箇所にレ点を付してください。

なお、「2」の「 年 月 日付転任命令に伴う転居」欄のカッコ内には、転任命令のあった日と転居(予定)年月日との間が通常転居に要すると認められる期間を超える場合などに、その理由を具体的に記載してください。

また、「2」の「その他やむを得ない事由」欄及び「5」(2)の「その他」欄に該当する方は、カッコ内にその内容を具体的に記載してください。ただし、転居等の事由がこの制度の要件に該当しないものであるときは、再び居住の用に供した場合においても、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用は受けられません。

(注) 転居等の事由がこの制度の要件に該当するものであるかについて、転任辞令の写しやその他やむを得ない事由を証する書類などで確認させていただくことがあります。

(添付書類)

この届出書を提出する場合で、「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を税務署長から事前に交付を受けている方は、未使用分の証明書及び申告書を一緒に提出してください。なお、紛失により提出できない方は、税務署にご相談ください。

- (注) 再び居住の用に供し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けようとする場合には、確定申告が必要です。

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 殿

_____ 税務署長 _____ 印

災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下通知書

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請については、以下の理由により却下しましたので通知します。

(理 由)

() 枚のうち () 枚目

災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下通知書

1 作成目的

この通知書は、災害損失勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下の通知をする場合に作成する。

2 記載要領等

この通知書の各欄は、次により記載する。

- (1) 本文の中の空欄となっている箇所には、「災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請書」の提出年月日を記載する。
- (2) 「(理由)」欄には、却下をする場合に、その却下を相当とするに至った理由を具体的に記載する。

3 教示文

却下の通知をする場合には、教示文を送付することに留意する。

「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。

納税地	
法人名	
氏名 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可申請の却下通知書

令和 年 月 日付でされた
を却下しましたから通知します。

輸出物品販売場許可申請については、下記の理由により、これ

記

(理由)

輸出物品販売場許可申請の却下通知書

1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI2）は、輸出物品販売場の許可申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可申請を却下する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

輸出物品販売場許可申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
免税販売手続区分 (通知文中)	却下の対象となる輸出物品販売場許可申請の免税販売手続区分を印字する。 ①一般型 ②手続委託型

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	却下の対象となる「輸出物品販売場許可申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

承認免税手続事業者の承認申請の却下通知書

令和 年 月 日付でされた承認免税手続事業者の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

(理由)

記

承認免税手続事業者の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「承認免税手続事業者の承認申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI5）は、承認免税手続事業者の承認申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

承認免税手続事業者の承認申請を却下する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

承認免税手続事業者の承認申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

承認免税手続事業者の承認申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日 (通知本文)	却下の対象となる「承認免税手続事業者承認申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

6 教示文

「（教示）輸出品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○税務署長」（○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…）」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○国税局長」（○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…）」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

承認送信事業者の承認申請の却下通知書

令和 年 月 日付でされた承認送信事業者の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

(理由)

記

承認送信事業者の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「承認送信事業者の承認申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI7）は、承認送信事業者の承認申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

承認送信事業者の承認申請を却下する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

承認送信事業者の承認申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

承認送信事業者の承認申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日 (通知本文)	却下の対象となる「承認送信事業者承認申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の却下通知書

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置する事業者の承認申請については、下記の理由により、これを却下しましたから通知します。

(理由)

記

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「臨時販売場を設置する事業者の承認申請の却下通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIA）は、臨時販売場を設置する事業者の承認申請について、却下の通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

臨時販売場を設置する事業者の承認申請を却下する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の却下決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の却下決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	却下の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日 (通知本文)	却下の対象となる「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」の提出年月日を記載する。
理由	却下の理由を具体的に記載する。

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」（〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

輸出物品販売場許可の取消通知書

平成・令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法第8条第6項の規定による輸出物品販売場の許可については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

輸出物品販売場許可の取消通知書

1 使用目的

「輸出物品販売場許可の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI3）は、輸出物品販売場の許可について、取消しの通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

輸出物品販売場許可の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消しの対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる「輸出物品販売場許可申請の許可通知書」の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたも

	のである場合にのみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部を抹消する。
--	---

6 教示文

「（教示）輸出物品販売場等許可申請の却下・取消通知書」（GKCCJ0）が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○税務署長」（○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○国税局長」（○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。）と記載する。

また、「…（提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

承認免税手続事業者の承認の取消通知書

平成・令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

承認免税手続事業者の承認の取消通知書

1 使用目的

「承認免税手続事業者の承認の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI6）は、承認免税手続事業者の承認について、取消しの通知を行うために使用する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

承認免税手続事業者の承認の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

承認免税手続事業者の承認の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

承認免税手続事業者の承認の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「－」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消しの対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合にのみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部を抹消する。

6 教示文

「(教示) 輸出品販売場等許可申請の却下・取消通知書」(GKCCJ0) が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇税務署長」(〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。)と記載する。

また、「…(提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「〇〇国税局長」(〇〇は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。)と記載する。

また、「…(提出先は、 国税不服審判所…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

承認送信事業者の承認の取消通知書

令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法施行令第18条の4第4項に規定する承認送信事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

承認送信事業者の承認の取消通知書

1 使用目的

「承認送信事業者の承認の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI8）は、承認送信事業者の承認について、取消しの通知を行うために作成する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

承認送信事業者の承認の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

承認送信事業者の承認の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

承認送信事業者の承認の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 （注）副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 （注）対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 （注）補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消し承認の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる「承認送信事業者の承認申請の承認通知書」の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合のみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部を抹消する。

6 教示文

「(教示) 輸出品販売場等許可申請の却下・取消通知書」(GKCCJ0)が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○税務署長」(○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。)と記載する。

また、「…(提出先は、 国税不服審判所…)」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○国税局長」(○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。)と記載する。

また、「…(提出先は、 国税不服審判所…)」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号

年 月 日

税務署長
財務事務官

臨時販売場を設置する事業者の承認の取消通知書

令和 年 月 日付 第 号により行った消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置する事業者の承認については、下記の理由により取り消しましたから通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

臨時販売場を設置する事業者の承認の取消通知書

1 使用目的

「臨時販売場を設置する事業者の承認の取消通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIB）は、臨時販売場を設置する事業者の承認について、取消しの通知を行うために作成する。

なお、教示文については、《6 教示文》を参照の上、通知書（正本）に添付する。

2 出力対象

臨時販売場を設置する事業者の承認の取消しを行う場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置する事業者の承認の取消決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本、副本及び教示文

臨時販売場を設置する事業者の承認の取消決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	取消しの対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
発遣番号 発送年月日（通知 本文）	取消しの対象となる「臨時販売場を設置する事業者の承認申請の承認通知書」の発送年月日及び発遣番号を記載する。
理由	取消しの理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、この通知に係る処分が、国税局の国税調査官の調査に基づいて行われたものである場合のみ、当該国税調査官の所属する国税局名を記載し、その他の場合には、この文言の全部を抹消する。

6 教示文

「(教示) 輸出品販売場等許可申請の却下・取消通知書」(GKCCJ0)が出力されるため、以下のとおり記載する。

(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○税務署長」(○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名。)と記載する。

また、「…(提出先は、 国税不服審判所…)」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を印字する。

(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合

「…3月以内に に対して…」の空白部分には、「○○国税局長」(○○は処分の対象となる個人の納税地を管轄する国税局名。)と記載する。

また、「…(提出先は、 国税不服審判所…)」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を印字する。

7 留意事項

この通知書正本は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた一般型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第1号に規定する一般型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をいたしましたので、通知します。

輸出物品販売場許可申請の許可通知書（一般型用）

1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の許可通知書（一般型用）（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCIO）は、輸出物品販売場の許可申請（一般型用）について、許可の通知を行うために使用する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可申請（一般型用）を許可する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請（一般型用）の許可決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

輸出物品販売場許可申請（一般型用）の許可決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
* 通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」を表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
連絡先住所	連絡先がある場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に連絡先住所を印字する。 (注) 副本、決議書添付用にのみ印字する。
補完記入の表示	1 「納税地」、「法人名等」又は「氏名・代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する場合は、「納税地」欄の右に「補完有」と表示する。 2 「連絡先」に補完記入を要する場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に「補完有」と表示する。 (注) それぞれ副本、決議書添付用にのみ印字する。
税務署	許可の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
許可年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された許可年月日を印字する。

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。

発送年月日	
提出年月日（通知本文）	許可の対象となる「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の提出年月日を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

輸出物品販売場許可申請の許可通知書

令和 年 月 日付でされた手続委託型輸出物品販売場の許可申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第2項第2号に規定する手続委託型輸出物品販売場として消費税法第8条第6項の許可をいたしましたので、通知します。

輸出物品販売場許可申請の許可通知書（手続委託型用）

1 使用目的

「輸出物品販売場許可申請の許可通知書（手続委託型用）（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI1）は、輸出物品販売場の許可申請（手続委託型用）について、許可の通知を行うために使用する。

2 出力対象

輸出物品販売場許可申請（手続委託型用）を許可する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

輸出物品販売場許可申請（手続委託型用）の許可決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

輸出物品販売場許可申請（手続委託型用）の許可決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
* 通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
* 連絡先住所	連絡先がある場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に連絡先住所を印字する。 (注) 副本、決議書添付用にのみ印字する。
* 補完記入の表示	1 「納税地」又は「氏名・代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する場合は、「納税地」欄の右に「補完有」と表示する。 2 「連絡先」に補完記入を要する場合は、「氏名・代表者氏名」欄の下に「補完有」と表示する。 (注) それぞれ副本、決議書添付用にのみ印字する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
許可年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された許可年月日を印字する。

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

5 記載要領

項 目	内 容
納税地	補完記入を要するため、「納税地」、「法人名」及び「氏名・代表者氏名」が印

法人名 氏名・代表者氏名	字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知 本文）	許可の対象となる「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）」の提出年月日を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書

令和 年 月 日付でされた承認免税手続事業者の承認申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者として承認しましたので、通知します。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書

令和 年 月 日付でされた承認免税手続事業者の承認申請については、 年 月 日付で、消費税法施行令第18条の2第7項に規定する承認免税手続事業者として承認しましたので、通知します。

承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書

1 使用目的

「承認免税手続事業者の承認申請の承認通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI4）は、承認免税手続事業者の承認申請について、承認の通知を行うために使用する。

2 出力対象

承認免税手続事業者の承認申請を承認する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

承認免税手続事業者の承認申請の承認決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

承認免税手続事業者の承認申請の承認決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	承認の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
承認年月日（通知本文）	販売場等事績入力画面で入力された承認年月日を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	承認の対象となる「承認免税手続事業者承認申請書」の提出年月日を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の承認通知書

令和 年 月 日付でされた臨時販売場を設置する事業者の承認申請については、 年 月 日付で、消費税法第8条第9項に規定する臨時販売場を設置する事業者として承認しましたので、通知します。

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の承認通知書

1 使用目的

「臨時販売場を設置する事業者の承認申請の承認通知書（正本、副本及び決議書添付用）」（GKCCI9）は、臨時販売場を設置する事業者の承認申請について、承認の通知を行うために使用する。

2 出力対象

臨時販売場を設置する事業者の承認申請を承認する場合に出力する。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の承認決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

臨時販売場を設置する事業者の承認申請の承認決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 副本及び決議書添付用の「納税地」欄の右に「補完有」と印字されている場合は、「納税地」は印字されない。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、事業者の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	承認の対象となる事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
承認年月日（通知本文）	臨時販売場設置事業者実績入力画面で入力された承認年月日を印字する。

5 記載要領

項目	内容
納税地 氏名・代表者氏名	補完記入を要するため、「納税地」及び「氏名・代表者氏名」が印字されていない場合には、当該項目を記載する。
発遣番号 発送年月日	通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
提出年月日（通知本文）	承認の対象となる「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」の提出年月日を記載する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の 氏名の記載 及び署長印 の押印は省 略しています
--

輸出物品販売場識別符号通知書

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する輸出物品販売場の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号					
輸出物品販売場の所在地					
輸出物品販売場の名称					
輸出物品販売場の許可を受けた年月日					

お知らせした識別符号は、消費税法施行令第18条第6項の規定により、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。

この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

輸出物品販売場識別符号通知書

1 使用目的

「輸出物品販売場識別符号通知書」(GKCCP90)は、輸出物品販売場を経営する事業者に対して輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する輸出物品販売場の識別符号を通知するために出力する。

2 出力対象

識別符号が付番された輸出物品販売場を対象とする。

3 出力時期

輸出物品販売場に識別符号を付番したのち出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に「(副本)」と印字する。 (注) 副本にのみ印字する。
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	輸出物品販売場を経営する事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
提出年月日（通知文中）	輸出物品販売場における購入記録情報提供方法等届出書の登録に際し、販売場等事績入力画面で入力された提出年月日を印字する。
識別符号	輸出物品販売場の識別符号を印字する。
輸出物品販売場の所在地	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の所在地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の名称	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の名称を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
輸出物品販売場の許可を受けた年月日	販売場等事績入力画面で入力された輸出物品販売場の許可年月日を印字する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	

第 号

年 月 日

税務署長
財務事務官

殿

承認送信事業者承認申請の承認通知書 兼 識別符号通知書

年 月 日付でされた承認送信事業者承認申請については、年 月 日付で、消費税法施行令第18条の4第4項に規定する承認送信事業者として承認します。
また、消費税法施行規則第10条の7第3項に規定する承認送信事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識 別 符 号					
---------	--	--	--	--	--

お知らせした識別符号は、承認送信事業者が、消費税法施行令第18条の4第1項前段の規定により、同項第1号の契約に係る購入記録情報を提供する場合に、併せて提供することとなりますので、適切な管理をお願いします。

この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

承認送信事業者承認申請の承認通知書兼識別符号通知書

1 使用目的

「承認送信事業者承認申請の承認通知書兼識別符号通知書」(GKCCPA0)は、承認送信事業者の承認を受けようとする事業者に対して承認送信事業者承認申請書に基づき、消費税法施行令第18条の4第4項に規定する承認送信事業者として承認する旨及び消費税法施行規則第10条の7第3項に規定する承認送信事業者の識別符号を通知するために出力する。

2 出力対象

承認送信事業者の承認及び識別符号の付番がされた承認送信事業者を対象とする。

3 出力時期

(1) 決議書添付用

承認送信事業者の承認申請の承認決議の決裁を受ける際、出力する（入力区分：決議書出力）。

(2) 正本及び副本

承認送信事業者の承認申請の承認決議の決裁終了後、出力する（入力区分：通知書出力）。

4 主な出力項目の内容

項目	内容
通知書区分	「納税地」欄の上に通知書区分を印字する。 ①決議書添付用出力時・・・「（決議書添付用）」 ②正本出力時・・・印字しない。 ③副本出力時・・・「（副本）」
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
提出年月日（通知文中）	承認送信事業者事績入力画面で入力された承認送信事業者承認申請書の提出年月日を印字する。
承認年月日（通知文中）	承認送信事業者事績入力画面で入力された承認送信事業者承認申請書の承認年月日を印字する。
識別符号	承認送信事業者の識別符号を印字する。

納税地	
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長

税務署長の 氏名の記載 及び署長印 の押印は省 略しています
--

臨時販売場を設置する事業者の識別符号通知書

年 月 日付でされた輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する臨時販売場を設置する事業者の識別符号を次のとおり通知します。

識別符号					
臨時販売場を設置する事業者の 承認を受けた年月日					

お知らせした識別符号は、消費税法施行令第18条第6項の規定により、購入記録情報を提供する場合に必要となりますので、適切な管理をお願いします。
この文書による行政指導の責任者は、税務署長です。

臨時販売場を設置する事業者の識別符号通知書

1 使用目的

「臨時販売場を設置する事業者の識別符号通知書」(GKCCPB0)は、臨時販売場を設置する事業者に対して輸出物品販売場における購入記録情報提供方法等届出書に基づき、消費税法施行規則第6条の2第2項に規定する臨時販売場を設置する事業者の識別符号を通知するために出力する。

2 出力対象

識別符号が付番された臨時販売場を設置する事業者を対象とする。

3 出力時期

臨時販売場を設置する事業者に識別符号を付番したのち出力する(入力区分:通知書出力)。

4 主な出力項目の内容

項 目	内 容
通知書区分	「納税地」欄の上に「(副本)」と印字する。 (注) 副本にのみ印字する。
納税地	納税者管理情報を参照し、納税地を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
法人名	「-」表示する。 (注) 対象者が法人の場合のみ、法人名を印字する。
氏名・代表者氏名	納税者管理情報を参照し、個人の氏名を印字する。 (注) 補完区分が「有」となっている場合、欄内は空欄のため手書きで補完する。
発遣番号 発送年月日	元号のみ印字される。通知書を発送する際に発遣番号及び発送年月日を記載する。
税務署	臨時販売場を設置する事業者の納税地を所轄する税務署名を印字する。
提出年月日(通知文中)	輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の登録の際、臨時販売場設置事業者事績入力画面で入力された提出年月日を印字する。
識別符号	臨時販売場を設置する事業者の識別符号を印字する。
臨時販売場を設置する事業者の承認を受けた年月日	臨時販売場設置事業者事績入力画面で入力された臨時販売場を設置する事業者の承認年月日を印字する。

令和 年 月 日

納税地	〒
法人名	
氏名・ 代表者氏名	殿

税務署長

税務署長の
氏名の記載
及び署長印
の押印は省
略しています

輸出物品販売場における購入記録情報の 提供方法等の届出書の効力のない旨のお知らせ

あなた(貴社)から令和 年 月 日に提出された輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書については、下記のとおり、当該届出書の効力がないので、その旨お知らせします。

なお、内容についてご不明の点がありましたら、担当部門にお問い合わせください。

記

(理由)

担当部門	課税第 部門
	電話 — — 内線 ()

免税販売管理システムへの購入記録情報の
送信に向けた準備等について(お知らせ)

1 識別符号について

(1) 識別符号通知書の管理

識別符号通知書に記載された識別符号は、国税庁に購入記録情報を送信する際に、必須の記録項目となりますので、亡失等が無いように自己の責任において適切に管理する必要があります。

なお、原則として識別符号の変更は行いません。

(2) 識別符号の設定

国税庁に購入記録情報を送信する際の識別符号は、①又は②の場合に応じて、記録項目ごとに、次の識別符号をそれぞれ設定することとなります。

記 録 項 目 名	設定する識別符号	
	① 事業者自ら送信する場合	② 承認送信事業者が代理送信する場合
送信者識別符号	事業者自ら通知を受けた識別符号 (複数の輸出物品販売場で識別符号の通知を受けている場合はいずれの識別符号を設定しても差し支えありません。)	承認送信事業者が通知を受けた承認送信事業者の識別符号
販売場識別符号	免税販売した輸出物品販売場(臨時販売場の場合は臨時販売場を設置する事業者)が通知を受けた識別符号	免税販売した輸出物品販売場(臨時販売場の場合は臨時販売場を設置する事業者)が通知を受けた識別符号

2 変更届出書の提出について

輸出物品販売場を経営する事業者は、次の場合に「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります。

- (1) 自ら購入記録情報の送信を行う場合で、かつ、届け出たメールアドレスの変更があった場合
- (2) 自ら購入記録情報の送信を行っていた事業者が承認送信事業者に送信を委託する方法に変更する場合
- (3) 承認送信事業者に送信を委託していた事業者が自ら購入記録情報を送信する方法に変更する場合
- (4) 送信を委託する承認送信事業者を変更する場合
- (5) 自ら購入記録情報の送信を行う場合で、かつ、クライアント証明書の発行可否に変更がある場合

なお、いずれに該当する場合であっても、原則として一度通知を受けた識別符号の変更はありません。

3 クライアント証明書の取得について

(1) クライアント証明書とは

クライアント証明書とは、事業者が免税販売管理システムに購入記録情報を送信する場合の認証方法として使用する電子証明書をいいます。

免税販売管理システムでは、事業者から送信された購入記録情報を受信する際、アクセスしている送信機器に、国税庁認証局が発行した免税販売管理システム専用のクライアント証明書がインストールされているか否かの認証を行います。

したがって、免税販売管理システムと直接通信を行う送信機器には、事前にクライアント証明書をインストールする必要があります。

(2) 発行を行う場合

以下の場合に、国税庁認証局がクライアント証明書の発行を行います。

- イ 輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書の「電子証明書の発行の要否」欄で「必要」を選択した場合
- ロ 輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書の「電子証明書の失効・発行」欄で「新たに電子証明書の発行を受ける」を選択した場合
- ハ 承認送信事業者承認申請書を提出し、税務署長から承認された場合

(3) 取得手続

国税庁認証局においてクライアント証明書の発行手続きが完了したら、事業者は「国税庁認証局」サイトにおいて、クライアント証明書の取得手続きを行う必要があります。

「国税庁認証局」サイトへは、国税庁ホームページの「国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について」ページ内「3 クライアント証明書の取得とインストール」から遷移してください。

※ 「3 クライアント証明書の取得とインストール」本文に記載された「国税庁認証局」の下線部をクリックすると、「国税庁認証局」サイトに遷移します。

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>消費税関係>輸出物品販売場関係>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>国税庁認証局(クライアント証明書発行手続等)について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/certificate.htm>

(4) 留意事項

イ クライアント証明書の取得(ダウンロード)が「輸出物品販売場識別符号通知書」、「臨時販売場を設置する事業者の識別符号通知書」及び「承認送信事業者承認申請の承認通知書兼識別符号通知書」の送付から1週間経過しても出来ない場合には、認証局ヘルプデスクへ問い合わせください。

認証局ヘルプデスク【電話番号】03-5750-7888

【受付時間】月曜日～金曜日 午前10時から午後5時(休祝日及び12月29日から1月3日を除く)

ロ 国税庁や国税庁認証局から証明書取得のための準備が完了した旨の通知は行いませんのでご注意ください。

ハ クライアント証明書のダウンロード回数は、1回限りとしています。クライアント証明書は複製が可能ですので、ダウンロード後は誤消去等がないよう確実にバックアップを行うなど適切な管理が必要となります。

ニ クライアント証明書は、識別符号ごとに1通発行します。複数の機器にインストールする場合は、ダウンロード後に複製して各機器にインストールすることができます。

4 免税販売管理システムへの送信テストについて

購入記録情報を送信するためにご用意いただいたシステム等が、正常に動作するか等について自由に検証いただけるよう、免税販売管理システムではテスト環境を設けています。詳しくは、国税庁ホームページ内「購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について」をご覧ください。

国税庁ホームページ>刊行物等>パンフレット・手引>消費税関係>輸出物品販売場関係>輸出物品販売場の免税販売手続電子化について>購入記録情報のフォーマット等に係る仕様公開について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/001.htm>

※ 輸出物品販売場制度における免税販売手続の電子化について、さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>)

年分 特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書

私の通勤の経路及び方法が次のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	(印)	住 所 (又は居所)			
勤務する場所						
通勤の経路 及び方法等	区 間 (経 由)	方 法	運 賃 等	時 間	距 離	
	～ ()		() 円	分	km	
	～ ()		()			
	～ ()		()			
	～ ()		()			
	～ ()		()			
	～ ()		()			
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円		
備 考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（通勤費）に関する証明書

<p>上記の者の通勤の経路及び方法が上記のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(給与等の支払者)</p> <p>所 在 地 _____</p> <p>名 称 _____ (印)</p>	
--	--

特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、通勤費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

(1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。

(2) 「区間（経由）」欄には、通勤の順路に従って上から順に記入します。

(3) 「方法」欄には、徒歩・〇〇線・〇〇電鉄・自動車等の別を記入します。

(4) 「運賃等」の欄には、まず（ ）内に定期券・回数券・ガソリン代・有料道路料金等の別を記入した上で、1 月当たりのその支出金額を記入します。

（注）定期券を使用できる交通機関を利用する場合で定期券を使用しない場合には、それを使用するとした場合の定期券の種類と 1 月当たりの価額を「備考」欄に記入してください。

(5) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、通勤費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の通勤の経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（職務上の旅費）に関する証明の依頼書

私のした旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	(EJ)	住 所 (又は居所)	
勤務する場所				
①	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
②	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
③	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
④	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
⑤	職務を遂行 した場所		旅行期間	
	給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額			円
備 考			次葉が有る場合	(全 枚のうち 枚目)

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（職務上の旅費）に関する証明書

<p>上の者のした旅行が勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであること等を証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(給与等の支払者)</p> <p>所在地 _____</p> <p>名 称 _____ (EJ)</p>
--

特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、職務上の旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

(1)「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。

(2)「職務を遂行した場所」欄には、勤務する場所を離れて職務を遂行した場所を記入します。

なお、職務を遂行した場所が6ヶ所以上ある場合は、この依頼書を複数枚使用の上、「次葉がある場合」欄の「(全 枚のうち 枚目)」の左側の空白に使用した依頼書の総枚数を、右側の空白に該当する依頼書の頁数を記入してください。

また、使用しない箇所については、斜線を引いてください。

(3)「旅行期間」欄には、上記(2)の職務を遂行した場所に係るその旅行期間を記入してください。

(4)「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、職務上の旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(注) 依頼書が複数枚ある場合は、最後の依頼書に係る証明書にのみ所定の事項を記入等してください。

年分 特定支出（転居費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い転居したこと等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	(印)	転任年月日	年 月 日
転 任 前	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
転 任 後	勤務する場所			
	住 所 (又は居所)			
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（転居費）に関する証明書

上の者が上記のとおり転任に伴い転居したこと等を証明します。	
	年 月 日
(給与等の支払者)	
所 在 地	_____
名 称	_____ (印)

特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、転居費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。
- (2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。
- (3) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、転居費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（研修費）に関する証明の依頼書

私の受講する次の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明してください。

フリ 氏	カナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
研 修 名 及 び 内 容				
研 修 を 行 う 者 の 名 称				
研 修 の 場 所				
研 修 の 期 間				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（研修費）に関する証明書

<p>上記の者が受講する上記の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(給与等の支払者)</p> <p>所在地 _____</p> <p>名 称 _____ ⑩</p>	
---	--

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、研修費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、研修費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の受講する研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書

私の次の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	カナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
資格の名称				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（資格取得費）に関する証明書

上記の者の上記の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。

年 月 日

(給与等の支払者)

所在地 _____

名 称 _____ ⑩

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、資格取得費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、資格取得費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認の上、その者の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	㊞		転任年月日	年 月 日
転任前	勤務する場所				
	住 所 (又は居所)				
転任後	勤務する場所				
	住 所 (又は居所)				
転任に伴い別居する者	氏 名	態 様	この欄の記載に当たっては、裏面の2の(3)を参照してください。(左の態様の欄には裏面の2の(3)のイのI～IIIのうち当てはまる番号を○で囲んでください。)		
		I ・ II ・ III			
		I ・ II ・ III			
		I ・ II ・ III			
	居住する場所				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額					円
備 考					

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（帰宅旅費）に関する証明書

上記の者が上記のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所在地	_____
名 称	_____ ㊞

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。
- (2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所（又は居所）」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。
- (3) 「転任に伴い別居する者」欄には、次により記入します。
 - イ 「氏名」欄には、転任に伴い次のいずれかの場合に当てはまるときに、それぞれ次に掲げる者の氏名を記入し、「態様」欄は、その当てはまる番号を○で囲みます。
 - I 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合……その配偶者
 - II 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で総所得金額等の合計額が 48 万円以下の者との別居を常況とすることとなったとき……その子
 - III 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で特別障害者である者との別居を常況とすることとなった場合……その子
 - ロ 「居住する場所」欄には、「氏名」欄に記載した者の居住する場所を書きます。
- (4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、帰宅旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明の依頼書

私の購入する次の図書が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	カナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
図 書 名 及 び 内 容				
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（勤務必要経費（図書費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の図書が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所 在 地	_____
名 称	_____ ⑩

特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（図書費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「図書名及び内容」欄には、その勤務必要経費（図書費）が特定支出となることが分かるよう具体的に記入して下さい。

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（図書費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する図書が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明の依頼書

私の購入する次の衣服が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	カナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
衣 服 の 種 類				
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（勤務必要経費（衣服費））に関する証明書

上記の者が購入する上記の衣服が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所 在 地	_____
名 称	_____ ⑩

特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（衣服費）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「衣服の種類」欄には、その勤務必要経費（衣服費）が特定支出となることが分かるよう具体的に記入して下さい。

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（衣服費）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の購入する衣服が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明の依頼書

私の支出する次の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明してください。

フリ 氏	ガナ 名	⑩	住 所 (又は居所)	
接待等 につ いて	内 容			
	相手方の 氏名・名称			
	相手方との 関 係			
職 務 の 内 容				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額				円
備 考				

◎下の証明書は、切り離さないでください。

年分 特定支出（勤務必要経費（交際費等））に関する証明書

上記の者が支出する上記の接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。	
年 月 日	
(給与等の支払者)	
所 在 地	_____
名 称	_____ ⑩

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、勤務必要経費（交際費等）につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

- 2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、勤務必要経費（交際費等）の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

- 3 勤務必要経費について

勤務必要経費については、図書費、衣服費及び交際費等の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円が特定支出となります。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の支出する接待等のための支出が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書

搭乗
私が次のとおり 乗車 したことを証明してください。
乗船

年 月 日

氏 名	
住 所 (又は居所)	
乗 車 等 の 年 月 日	年 月 日
利 用 区 間	～ (經由)

依 頼 書 の 提 出 先 〔 該当する番号を ○で囲んでください。〕	1 乗車した列車の車掌 2 降車駅の精算所 3 空港の各会社のカウンター 4 その他 ()
--	---

◎下の証明書は、切り離さないでください。

搭乗・乗車・乗船に関する証明書

上記のとおり搭乗、乗車又は乗船したことを証明します。

証 明 者 _____



特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第 57 条の 2 の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所、搭乗する際の空港の各会社のカウンターなどに提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

ただし、一の交通機関の利用（航空機の利用を除きます。）に係る運賃及び料金の額の合計額が 1 万 5 千円未満のときは、証明を受ける必要はありません。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

- (1) 主文中「私が次のとおり

搭乗	乗車
乗車	乗船

 したこと」の部分は、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「乗車等の年月日」欄には、搭乗、乗車又は乗船した年月日を記入します。
- (3) 「利用区間」欄には、一の交通機関ごとの利用した区間を記入します。
- (4) 「依頼書の提出先」欄には、この依頼書の提出先を記入します。

証明の依頼を受けた方へ

この依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記入等して証明書を依頼した方に交付してください。

- 1 列車の車内において証明を行う場合
乗務する列車の番号を記入の上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 2 降車駅の精算所において証明を行う場合
駅名小印を押印した上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 3 空港の各会社のカウンターにおいて証明を行う場合
バリテーションスタンプを押印します。
- 4 その他の場所で証明を行う場合
上記 1～3 に準じて記入等します。



様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和2年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

●予定納税について

あなたの令和2年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑰の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和2年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	円
	第2期分	

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書(B用)の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用金融機関名	
-------------	--

予定納税基準額	円
---------	---

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分:令和2年7月31日 第2期分:令和2年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分:令和2年7月1日 ～ 同年7月31日 第2期分:令和2年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。 ※第2期分の納付書は後日送付します。

※期限内に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和元年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引総所得金額 (① - ②)	③
令和元年分の特例課税の上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	⑥
③に対する金額	⑦
④に対する金額	⑧
税 上の⑥に対する税額	⑨
税 上の⑦に対する税額	⑩
額 合計	⑪
配当控除、投資税額等の控除(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(特定増改築等)特別控除、住宅前妻改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定住宅新築等特別税額控除	⑫ (赤字のときは0)
差引所得税額 (⑩ - ⑫)	⑬

所得税に係る外国税額控除	⑭	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑰の金額)	⑮	
再差引所得税額 (⑬ - ⑭ - ⑮)	⑯	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑯ × 2.1%	⑰	
予定納税基準額 (⑯ + ⑰)	⑱	

⑱の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和元年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑲ 円
⑲のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑳
差引税額 (⑲ - ⑳)	㉑
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑ × 100 / 102.1)	㉒

詳しくは、同封の『令和2年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号

□□□□-□□□□
様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、差し引いて計算してください。

令和2年10月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和2年分の予定納税基準額及び予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の⑯の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和2年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	_____ 円
	第2期分	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

予定納税基準額	_____ 円
---------	---------

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分:令和2年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分:令和2年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎 ※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和元年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引総所得金額 (① - ②)	③
令和元年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額 (③の金額を、まず⑤の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	⑥
⑥に対する金額	⑦
⑦に対する金額	⑧
上の⑧に対する税額	⑨
上の⑦に対する税額	⑩
合計	⑪
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅新築等特別税額控除	⑫
差引所得税額 (⑩ - ⑫)	⑬ (赤字のときは0)

所得税に係る外国税額控除	⑭
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑮の金額)	⑮
再差引所得税額 (⑬ - ⑭ - ⑮)	⑯ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ⑯ × 2.1%	⑰
予定納税基準額 (⑯ + ⑰)	⑱

⑱の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和元年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑲
⑲のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑳
差引税額 (⑲ - ⑳)	㉑
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑ × 100 / 102.1)	㉒

詳しくは、同封の『令和2年分 予定納税について』をご覧ください。

様

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和2年6月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略してあります。

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用)

●予定納税について

あなたの令和2年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の③の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和2年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

Table with 2 columns: 予定納税額, 円. Rows: 第1期分, 第2期分.

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書(B用)の「予定納税額」欄に記載します。

Table with 2 columns: 振替納税利用金融機関名, 円.

Table with 2 columns: 予定納税基準額, 円.

●予定納税額の納付について

Table with 3 columns: 振替納税をご利用の方, 振替納税をご利用でない方, 振替納税をご利用でない方. Includes details on payment dates and methods.

※期限内に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

Table for calculating the basis for the estimated tax amount. Includes rows for total income, adjustments, and final tax amount.

Table for calculating the estimated tax amount. Includes rows for taxable income, tax amount, and final estimated tax amount.

⑳の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

Table for calculating the source withholding tax amount. Includes rows for total income tax, adjustments, and final source withholding tax amount.

詳しくは、同封の『令和2年分 予定納税について』をご覧ください。

整理番号

□□□□-□□□□

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額を記載し、差し引いて計算してください。

令和2年10月15日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

様

令和2年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和2年分の予定納税基準額及び予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑳の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和2年分の税額の一部を予め納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額	第1期分	_____円
	第2期分	_____円

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

振替納税利用 金融機関名	_____
-----------------	-------

予定納税基準額	_____円
---------	--------

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和2年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和2年11月1日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口では納付できませんので、ご注意ください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分	金 額
令和元年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②
差引総所得金額 (① - ②)	③
令和元年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④
所得から差し引かれる金額	⑤
課税される所得金額 (③の金額を、まず⑥の金額から差し引き、引き足りないときは、④の金額から差し引きます。)	⑥
③に対する金額	⑦
令和元年分の変動所得の超過額	⑧
令和元年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
差引金額 (⑧ - ⑨)	⑩
調整所得金額 (⑩ - ⑩ × 4 / 5) 又は (⑥ × 1 / 5)	⑪
特別所得金額 (⑥ - ⑪)	⑫
調整所得金額に対する平均税率及び税額	% ⑬
特別所得金額に対する税額 (⑫ × ⑬の平均税率)	⑭
⑦に対する税額	⑮

課税される所得金額に対する税額 (⑮ + ⑭ + ⑮)	⑯
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅新築等特別税額控除	⑰
差引所得税額 (⑯ - ⑰)	⑱ (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除	⑲
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉑の金額)	⑳
再差引所得税額 (⑱ - ⑲ - ㉑)	㉒ (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓
予定納税基準額 (㉒ + ㉓)	㉔

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和元年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉕
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉖
差引税額 (㉕ - ㉖)	㉗
㉗のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉗ × 100 / 102.1)	㉘

詳しくは、同封の『令和2年分 予定納税について』をご覧ください。

納税地	
氏名	殿

第 号 (整理番号)

年 月 日

税務署長



消費税及び地方消費税の 通知書並びに加算税の賦課決定通知書
 自 年 月 日
 至 年 月 日 課税期間分 () の消費税及び地方消費税並びに消費税
 及び地方消費税の加算税を下記のとおり 及び賦課決定します。

記

区 分		A 既確定額 ()	B 調査額 ()
消 費 税	課 税 標 準 額	1	円
	消 費 税 額	2	円
	控 除 過 大 調 整 税 額	3	
	控 除 対 象 仕 入 税 額	4	
	控 除 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	5	
	税 貸 倒 れ に 係 る 税 額	6	
	控 除 税 額 小 計 (4+5+6)	7	
	限 界 控 除 前 の 税 額 (2+3-7)	8	
	控 除 不 足 還 付 税 額 (7-2-3)	9	
	限 界 控 除 税 額	10	
	差 引 税 額 (8-10)	11	
	中 間 納 付 税 額	12	
	納 付 税 額 (11-12)	13	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (12-11)	14	
地 方 消 費 税	地方消費税の課税標準となる消費税額	15	
	控除不足還付税額	16	
	還 付 額	17	
	譲 渡 割 額 納 税 額	18	
	中 間 納 付 譲 渡 割 額	19	
	納 付 譲 渡 割 額 (18-19)	20	
	中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (19-18)	21	
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付△印) 税額 (13+20-9-14-17-21)	22		
消費税及び地方消費税の合計税額の増減額 (減額△印)	23		

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書により納付すべき税額、減少する税額又は還付金額は、次表のとおりとなります。

区 分	本 税 額	過少申告加算税額	無申告加算税額	重 加 算 税 額
納付すべき税額	円	円	円	円
減少する税額				
還付金額				

この処分の理由

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。
 () ページのうち () ページ目

1 納付すべき税額及び延滞税は、同封の納付書・納税告知書により、までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、「減少する税額」欄の税額が既に納付されている場合又は「還付金額」欄の税額がある場合において、他に未納の国税等がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。

※ コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税額と併せて納付すべき延滞税は、次の算式により計算してください。

$$\frac{\text{納付すべき本税額 (注) 1} \times \text{延滞税の割合 (注) 2} \times \frac{\text{期間 (日数) (注) 3}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}}{365} = \text{延滞税の額 (注) 4}$$

○ この通知により納付すべき本税額の内訳

消費税	円
地方消費税	円

(注) 1 本税額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

また、本税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その10,000円未満の端数を切り捨てた後の金額により計算してください。

なお、消費税又は地方消費税のいずれかが減額となる場合には、その減額となる本税額は、上記の算式の本税額には含まれませんのでご注意ください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することとなります。

(1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
- ・納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

(2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
- ・納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 延滞税のかかる期間は、法定納期限の翌日から完納の日までです。

なお、次のかっこ内に期間の記載がある場合には、その期間は、国税通則法の規定により上記の計算期間に含まれないことになっていますから、その期間の日数を差し引いた後の日数により延滞税の額を計算してください。

(自 . . . 至 . . .)の期間

4 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合は、これを納付する必要はありません。

また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数を切り捨ててください。

3 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

4 不明な点がありましたら当税務署にお問い合わせください。

5 消費税について、異なった税率を適用している場合の課税標準額及び消費税額の内訳は次のとおりです。

課税標準額			消費税額		
税率	既確定額 () 円	調査額 () 円	税率	既確定額 () 円	調査額 () 円
3.0%分			3.0%分		
4.0%分			4.0%分		
6.3%分			6.3%分		
6.24%分			6.24%分		
7.8%分			7.8%分		